

兵庫県明石市

剣道連盟の地域移行(展開)取り組み

明石市剣道連盟 副会長兼地域移行部副部長

村 崎 和 幸

令和7年1月20日

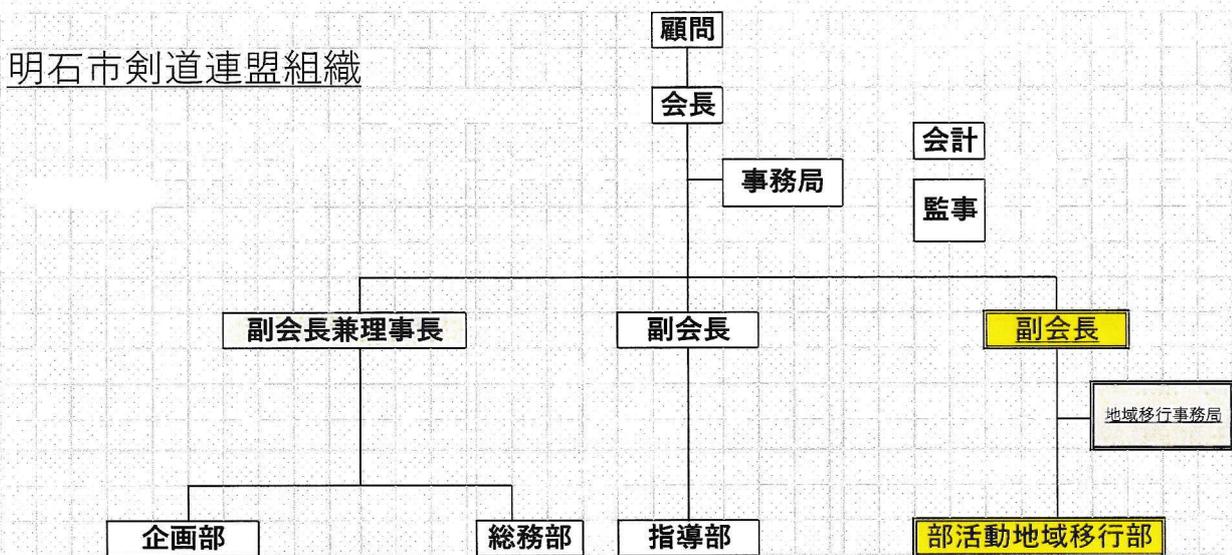
経歴

- 村崎和幸 64歳
- 元兵庫県明石市公立中学校校長（～令和3）
- 現明石市教育委員会 学校教育課 部活動改革コーディネータ（令和4年～現在）
- 前兵庫県中学校体育連盟会長（令和元年～2年）
- 現兵庫県剣道連盟常務理事
- 現兵庫県学校剣道連盟副会長
- 剣道教士八段（令和6年8月昇段）

モデル実施に向けて 明石市剣道連盟の ゼロからの取組スタート

- 1 剣道連盟内にプロジェクトチームの立ち上げ
(メンバー：会長1 副会長2 副会長兼理事長1 理事1 学校関係者2 計7)
- 2 休日地域クラブ活動の実施に向けた連盟加盟団体説明会開催
- 3 指導者確保、資格取得について訪問説明会の実施
- 4 休日地域クラブ活動の指導者育成事業の実施
- 5 剣道連盟実務者会議の実施（実施までに10回開催する）
- 6 集合型合同練習の体育館確保と練習内容の検討

剣道連盟組織図 部活動地域移行部創設（R6～）



モデル事業に向けての剣道連盟 実務者会議内容

- 1) 連盟内事務担当者の仕事内容の確認
- 2) 地域移行モデル周知の方法
- 3) 剣道部保護者説明会について
- 4) 生徒の休日部活動参加説明について
- 5) モデル実施校と明石市剣道連盟との取り決め事について
- 6) 生徒間トラブル対応について
- 7) 指導者関連について
- 8) 指導者と生徒コミュニケーションについて
- 9) 検証計画

部活動と地域スポーツ活動の違いすみわけ (資料1)

区分	学校部活動	地域スポーツ活動(地域部活動)
1 運営主体	学校	総合型スポーツクラブ、単一スポーツクラブ、スポーツ少年団、民間スポーツクラブ、連盟、協会など
2 対象者	自校の生徒	原則として中校区の中学生。発展していけば、小学生の活動もあり。
3 主な指導者	教職員+委嘱された外部指導者)、部活動指導員(単独指導可)	総合型スポーツクラブ所属の指導者、地域の指導者、保護者指導者、退職教職員、企業スポーツクラブ所属指導者、外部指導者、兼職兼業許可得た教職員、※上記はすべて地域部活動指導者として指導する者。
4 活動日	活動方針に則った活動日(平日4日、土日どちらか1日活動日とする。)	休日が基本(土日や祝日、場合によれば長期休業日もあり)
5 活動場所	主に学校施設	学校施設、公共施設、民間スポーツ施設等が考えられる。
6 活動時間	平日2時間程度 休日3時間程度	左記に同じ。
7 運営費、活動費	クラブ振興会より運営費、部費(個人負担)、保護者会費(個人負担)	基本は受益者負担、当初は行政の補助金必須。
8 保険加入	独立行政法人 日本スポーツ振興センター 460円	公益財団法人スポーツ安全協会の保険800円。
9 責任	学校	運営主体団体(教育委員会、体育協会、連盟、協会、民間スポーツクラブなど)
10 大会参加	中体連主催大会 その他連盟、協会主催大会等	令和5年度より中体連加盟すれば、中体連主催大会に出場可能。事前に申請、承認を。
11 指導者の報酬	学校指導者(顧問)特殊勤務手当 部活動指導員は市町より報酬あり(会計年度職員) 外部指導者なしの場合多し(ボランティア指導)	運営主体が報酬を支払う。国の平均報酬は、1H¥1,600程度。
12 指導者の資格	学校指導者は資格なし(教員免許のみ)部活指導員、外部指導者は、市町規定による。	運営主体が決定権あり。JSPO公認資格等を所持していることが認められることあり。教員免許所持していれば、スタートコーチ取得可能。
13 指導者の保険加入	教員は公務災害あり。部活動指導員、外部指導者は市町規定により加入済。	運営主体団体が加入か個人で大手損保に加入など。

申し込み・登録書・ガイドライン等 (資料2)

- 1) 休日地域クラブ入会申込書
- 2) 指導者登録書
- 3) 明石市剣道連盟 地域クラブ 指導者宣誓書
- 4) 指導者の方へお願い 指導の心得
- 5) 休日地域クラブ活動の指導ガイドライン
- 6) 顧問⇄地域指導者 連絡カード
- 7) 休日地域クラブ活動 報告書
- 8) チラシ
- 9) 指導者研修会
- 10) 公立中学校体育館使用願い
- 11) 事務局役割関連図
- 12) 平日と休日のすみわけ
- 13) 剣道少年団体 中学校部活動の地域連携についてのアンケート
- 14) 集合型合同練習 生徒保護者チラシ
- 15) 小学生参加チラシ

セキュリティー関係マニュアル (資料3)

- 1) 休日地域クラブ活動モデル事業学校施設 体育館開閉鍵の受け渡しについて
- 2) 休日地域クラブ活動時の緊急対応マニュアル【事故発生】
- 3) 休日地域クラブ部活動時の対応マニュアル【生徒間トラブル】
- 4) 傷害保険の加入について
- 5) 学校施設 物品破損・紛失報告書
- 6) 物品借用申請書

明石市のモデル実施**集合型**と**派遣型**

• **集合型**とは

- 剣道連盟主催で合同練習を実施（10校）

• **派遣型**とは

- 剣道連盟が派遣する地域・民間指導者が指導（2校）

集合型合同練習の概要

- 回数⇒年間12回実施（市内剣道部設置数10校 参加校10校）
- 場所⇒市立体育館4回 学校体育館8回
- 指導者⇒剣道連盟より派遣（剣連役員等、、校長OB、教員OB、刑務官OB、現警察官、現刑務官、会社員、大学院生）
- また、指導者にアスリートをゲスト指導者として招聘
- 参加費⇒なし、保険代は市が負担
- 指導者手当⇒ 1h¥1600（交通費一律880）
- サポーター多数あり 保護者、高校生、大学生、看護師
- 連絡ツール⇒ 部活アプリ（アスフィールド株式会社）
- 第5回より小学校5,6年参加
- 第8回は市内高校生剣道部3校参加

派遣型合同練習の概要（2校に配置）

- 回数は月2回～3回 年間35回実施予定
- 場所は学校武道場
- 指導者は、剣道連盟より派遣（校長OB、現警察官、現刑務官、会社員、大学院生）1校 2名～3名
- 参加費なし、保険代は市が負担
- 指導者への手当 1h¥1600（交通費一律880）
- サポーター保護者、高校生
- 連絡ツール アプリ
- 小学校参加可（近隣地区の小学生の初心者参加あり）

集合型合同練習会・派遣型練習中間報告（資料4）

※集合型練習

1回	6月 8日	（土）	明石中央体育会館第一
2回	7月31日	（水）	明石中央体育会館第二
3回	8月 8日	（木）	明石中央体育会館第二
4回	9月 8日	（日）	大久保中学校体育館、武道館
5回	10月27日	（日）	大久保中学校体育館、武道館
6回	11月10日	（日）	衣川中学校体育館、武道館
7回	11月30日	（土）	衣川中学校体育館、武道館

※派遣型練習

明石市立衣川中学校 6月～10月報告

明石市立魚住中学校 6月～10月報告

見えてきたこと いろいろな課題に向き合ってきたが・・・

• 事務局

- 事務局が通常業務も煩雑のため、地域移行に特化した事務局員増員が必要。
- 特に事務局は指導者の出退勤管理や謝金や交通費の算出に手間がかかる。

• 集合型

- 参加については任意にしているため欠席の生徒も多い。塾や習い事に行っている。
- 開催場所が遠距離の場合は、親の送迎がほとんど、公共交通機関の使用は少ない。
- 親が車を出せなければ、参加者が少なくなる傾向がある。

• 派遣型

- 学校施設を使用するため、施設使用の際の取り決めが必要、また、教職員の理解が必要。

• その他

- 実施してきて見えてきた課題は、その都度、教育委員会と協議し解決を図ってきた。

来年度の構想

市内剣道部設置校10校

- 1 派遣型：2校から5校へ
- 2 合同型: 2校合同を1つ
- 3 集合型：全中学校

実施回数

- (1) 派遣型、合同型：月3回～4回（開始は4月）
- (2) 集合型：月1回（開始は9月 年7回）
全体集合2回 西部、東部のエリア別5回

- 以上で終わります。
- ご清聴ありがとうございました。



明石市剣道連盟 顧問、会長、副会長、理事長、地域移行部長

資料(1)

学校部活動と地域連携による地域活動の違い対比表

	区分	学校部活動	地域スポーツ団体活動(地域部活動)
1	運営主体	学校	総合型スポーツクラブ、単一スポーツクラブ、スポーツ少年団、民間スポーツクラブ、連盟、協会など>
2	対象者	自校の生徒	原則として中校区の中学生。発展していけば、小学生の活動もあり。
3	主な指導者	教職員+委嘱された外部指導者)、部活動指導員(単独指導可)	総合型スポーツクラブ所属の指導者、地域の指導者、保護者指導者、退職教職員、企業スポーツクラブ所属指導者、外部指導者、兼職兼業許可得た教職員、※上記はすべて地域部活動指導者として指導する者。
4	活動日	活動方針に則った活動日(平日4日、土日どちらか1日活動日とする。)	休日が基本(土日や祝日、場合によれば長期休業日もあり)
5	活動場所	主に学校施設	学校施設、公共施設、民間スポーツ施設等が考えられる。
6	活動時間	平日2時間程度 休日3時間程度	左記に同じ。
7	運営費、活動費	クラブ振興会より運営費、部費(個人負担)、保護者会費(個人負担)	基本は受益者負担、当初は行政の補助金必須。
8	保険加入	独立行政法人 日本スポーツ振興センター 460円	公益財団法人スポーツ安全協会の保険800円。
9	責任	学校	運営主体団体(教育委員会、体育協会、連盟、協会、民間スポーツクラブなど)
10	大会参加	中体連主催大会 その他連盟、協会主催大会等	令和5年度より中体連加盟すれば、中体連主催大会に出場可能。事前に申請、承認を。
11	指導者の報酬	学校指導者(顧問)特殊勤務手当部活動指導員は市町より報酬あり(会計年度職員)外部指導者なしの場合多し(ボランティア指導)	運営主体が報酬を支払う。国の平均報酬は、1H¥1,600程度。
12	指導者の資格	学校指導者は資格なし(教員免許のみ)部活指導員、外部指導者は、市町規定による。	運営主体が決定権あり。JSPO公認資格等を所持していることが認められることあり。教員免許所持していれば、スタートコーチ取得可能。
13	指導者の保険加入	教員は公務災害あり。部活動指導員、外部指導者は市町規定により加入済。	運営主体団体が加入か個人で大手損保に加入など。